

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

November, 2010

# なごみ便り

www.101dog.co.jp

## 最低賃金を正しく理解していますか？

### 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

特に地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、**各都道府県に1つずつ**、全部で47件の最低賃金が**時間単価**で定められています。

### 最低賃金未満の賃金しか支払わなかったらどうなる？

仮に労働者、使用者双方の合意の上であっても、それは法律によって**無効**とされます。最低賃金額未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

また、使用者への罰則として **50万円以下の罰金** が定められています。(地域別最低賃金)

### どのような賃金が対象になるの？

## 最低賃金の対象賃金 = 毎月実際に支払われる基本的な賃金 - 除外賃金\*

- \* 除外賃金とは
  - 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - 時間外割増賃金
  - 休日割増賃金
  - 深夜割増賃金
  - 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

### 最低賃金っていくら？

最低賃金は時間単価で定められており、発効年月日は都道府県により異なります。下記は平成22年10月末現在の金額です。

大阪府	【旧】	762円	【新】	779円
滋賀県	【旧】	693円	【新】	706円
京都府	【旧】	729円	【新】	749円
兵庫県	【旧】	721円	【新】	734円
奈良県	【旧】	679円	【新】	691円
東京都	【旧】	791円	【新】	821円
千葉県	【旧】	728円	【新】	744円
神奈川県	【旧】	789円	【新】	818円



## 日給制や月給制の場合、最低賃金はどう考えるの？

支払われる賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、以下の方法で比較します。

**日給の場合** 日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額

**月給の場合** 月給 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 最低賃金額

上記の組み合わせの場合は、それぞれ上記の式により時間給に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

## 賃金から法令で認められているもの以外を控除する場合には労使協定が必要です

あなたの会社では、税金や社会保険料以外にお給料から控除しているものはありますか？

購買代金、社宅、厚生施設の費用、社内預金、組合費などを賃金控除する場合には、「賃金控除に関する協定」の締結が必要になります。

違反した場合は、使用者への罰則として **30万円以下の罰金** が定められています。

### 1. 賃金支払い5原則

使用者は

通貨で  
全額を  
毎月1回以上  
一定期日に  
直接労働者に

支払わなければなりません。（労働基準法第24条）

### 2. 例外

通貨以外のものの支給が認められる場合  
法令・労働協約に定めがある場合

賃金控除が認められる場合  
法令（税金・社会保険料等）、**労使協定による場合**

毎月1回以上、一定期日払いでなくてよい場合  
臨時支給の賃金、賞与、査定期間が1ヶ月を超える場合の精勤手当・能率手当など

**「賃金控除に関する協定」は労働基準監督署への届出義務はありません。**

（文章担当：根本）

### ～戦略MG(マネジメント)研修のご案内～

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SパソのS社長はSパソを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。(06-6944-4117)